

総政企第65号
令和元年6月27日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
石田真敏



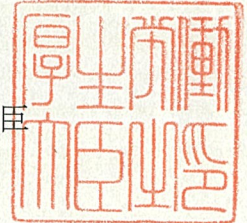
諮問第132号
賃金構造基本統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和元年6月21日付け厚生労働省発政統0621第1号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

厚生労働省発政統 0621 第 1 号
令和元年 6 月 21 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

賃金構造基本統計調査



主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付 賃金福祉統計室
事務担当者	小椋 美幸 電話 03-5253-1111 (内 7655) e-mail : kokaji-miyuki@mhlw.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称
賃金構造基本統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ア <u>事業所</u> (略) イ <u>労働者</u> (略)</p> <p>4 報告を求める<u>個人又は法人その他の団体</u> (1) 数 ア <u>事業所</u> 約 8 万事業所 (母集団約 150 万事業所) イ <u>労働者</u> 約 170 万人 (母集団約 4300 万人) (注) 母集団の値は<u>いずれも事業所母集団データ</u> ベースによる。</p> <p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出) 事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位と</p>	<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ア <u>事業所票</u> (略) イ <u>個人票</u> (略)</p> <p>4 報告を求める<u>者</u> (1) 数 ア <u>事業所票</u> 約 8 万事業所 (母集団約 140 万事業所) イ <u>個人票</u> 約 170 万人 (母集団約 4200 万人) (注) 母集団の値は<u>いずれも事業所母集団データ</u> ベースによる。</p> <p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出) 事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位と</p>	<p>事業所票と個人票の別がなくなることに伴う修正。</p> <p>統計法の改正による修正。</p> <p>最新の事業所母集団データベースの数値に修正。 事業所票と個人票の別がなくなることに伴う修正。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>する層化二段抽出法を用いている。</p> <p>ア 事業所 (略)</p> <p>イ 労働者 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 報告を求めめる事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求めめる事項 (詳細は調査票を参照)</p> <p>ア 事業所に係る事項</p> <p>① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号</p> <p>② 主要な生産品の名称又は事業の内容</p> <p>③ 事業所の雇用形態別労働者数</p> <p>④ 企業全体の常用労働者数</p> <p>(削除)</p> <p>イ 労働者に係る事項</p> <p>① 性</p> <p>② 雇用形態</p> <p>③ 就業形態 (常用労働者に限る。)</p> <p>④ 最終学歴 (短時間労働者以外の常用労働者に限る。)</p> <p>⑤ 年齢</p> <p>⑥ 勤続年数 (常用労働者に限る。)</p>	<p>する層化二段抽出法を用いている。</p> <p>ア 事業所票 (略)</p> <p>イ 個人票 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 報告を求めめる事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求めめる事項 (詳細は調査票を参照)</p> <p>ア 事業所票</p> <p>① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号</p> <p>② 主要な生産品の名称又は事業の内容</p> <p>③ 事業所の雇用形態別労働者数</p> <p>④ 企業全体の常用労働者数</p> <p>⑤ 新規卒者の初任給額及び採用人員 (民営の事業所に限る。)</p> <p>イ 個人票</p> <p>① 性</p> <p>② 雇用形態</p> <p>③ 就業形態 (常用労働者に限る。)</p> <p>④ 最終学歴 (短時間労働者以外の常用労働者に限る。)</p> <p>⑤ 年齢</p> <p>⑥ 勤続年数 (常用労働者に限る。)</p>	<p>事業所票と個人票の別がなくなることに伴う修正。</p> <p>事業所票と個人票の別がなくなることに伴う修正。</p> <p>新規卒者の初任給額及び採用人員については、個人票で年齢、勤続年数等から新規卒者と考えられる者について集計することとで代替が可能と考えられるため、調査事項から削除する。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p><u>(削除)</u></p> <p>⑦ 役職 (常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であって、別表の 2 に掲げる役職のものに限る。)</p> <p>⑧ 職種</p> <p>⑨ 経過年数 (常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)</p> <p>⑩ 実労働日数</p> <p>⑪ 所定内実労働時間数</p> <p>⑫ 超過実労働時間数</p> <p>⑬ きまって支給する現金給与額</p> <p>⑭ 超過労働給与額</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>⑦ 労働者の種類 (鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)</p> <p>⑧ 役職又は職種 (役職については、常用労働者 100 人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表の 2 に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の 3 に掲げる職種の労働者に限る。)</p> <p>⑨ 経過年数 (別表の 3 に掲げる職種の常用労働者に限る。)</p> <p>⑩ 実労働日数</p> <p>⑪ 所定内実労働時間数</p> <p>⑫ 超過実労働時間数</p> <p>⑬ きまって支給する現金給与額</p> <p>⑭ 超過労働給与額</p> <p>⑮ 通勤手当 (製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び御売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業 (他に分類されないもの) に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)</p>	<p>全労働者について職種を調査することに伴い、労働者の種類は調査事項から削除する。</p> <p>役職の調査対象範囲を事業所規模 10 人以上の事業所に拡大する。職種の調査対象を役職者を含む全労働者に拡大する。</p> <p>事業所規模 5 ～ 9 人については、表章に耐えないため、職種、経過年数別の集計を行わないことから、経過年数の調査対象範囲を事業所規模 10 人以上とする。</p> <p>通勤手当、精皆勤手当、家族手当 (以下「3 手当」という。) については、これまで最低賃金の審議資料に賃金構造基本統計調査の結果を活用するため、小規模事業所に限り調査を行ってきた。(最低賃金では 3 手当を算入しないこととされている。)</p>

変更案	変更前	変更理由
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>⑯ 精皆勤手当 (製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び御売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業 (他に分類されないもの) に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)</u></p> <p><u>⑰ 家族手当 (製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び御売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業 (他に分類されないもの) に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)</u></p>	<p>しかし、3 手当は一部の事業所のみに調査しており、一般的な利用には使い勝手が悪いものとなっていること、また、最低賃金の審議資料は他の調査で作成可能であることから、報告者負担軽減のため、今後は 3 手当にかかる調査事項を削除する。</p>
<p><u>⑮ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額 (常用労働者に限る。)</u></p> <p><u>⑯ 在留資格 (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第 1 の上欄 (特定技能の在留資格にあっては、2 の表の特定技能の項の下欄に掲げる第 1 号又は第 2 号の区分を含む。)) 及び別表第 2 の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。)</u> (外国人 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成</p>	<p><u>⑱ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額 (常用労働者に限る。)</u></p> <p><u>⑲ 在留資格 (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第 1 の上欄 (特定技能の在留資格にあっては、2 の表の特定技能の項の下欄に掲げる第 1 号又は第 2 号の区分を含む。)) 及び別表第 2 の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。)</u> (外国人 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成</p>	<p>番号ずれに伴う修正。</p>

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<p>3年法律第71号)に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。)である常用労働者に限る。)</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>調査実施年の6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬さきまつて支給する現金給与額及び⑭超過労働給与額について</p> <p>は、6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間)、⑮昨年1年間の賞与、期末手当については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間(調査を実施する年の前年において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、調査を実施する年の6月30日までの期間)の状況。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p>	<p>3年法律第71号)に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。)である常用労働者に限る。)</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>調査実施年の6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬さきまつて支給する現金給与額、⑭超過労働給与額、⑮通勤手当、⑯精査勤手当及び⑰家族手当については、6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間)、⑱昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間(調査を実施する年の前年の1月2日以前に雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間)の状況。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p>	<p>調査事項の変更に伴う修正。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>ア 一括調査企業に属する調査事業所 (ア) 調査票の配布 厚生労働省 民間事業者 - 報告者 (イ) 調査票の回収 (オンライン調査以外) 厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者 (オンライン調査) 厚生労働省 - 報告者 イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所 (ア) 調査票の配布 厚生労働省 - 報告者 (イ) 調査票の回収 (オンライン調査以外) 厚生労働省 - 都道府県労働局 - (労働基準監督署) - (調査員・職員) - 報告者 (オンライン調査) 厚生労働省 - 報告者</p> <p>(2) 調査方法 (■) 調査員調査 ■ 郵送調査 ■ オンライン調査 ■ その他 (職員)) ア (略) イ 調査票の配布及び回収 調査票の配布は、一括調査企業にあつては厚生労働省が業務を委託する民間事業者 (以下「民間事業者」</p>	<p>ア 一括調査企業に属する調査事業所 (ア) 調査票の配布 厚生労働省 - 報告者 (イ) 調査票の回収</p> <p>厚生労働省 - 報告者 イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所 (ア) 調査票の配布 厚生労働省 - 報告者 (イ) 調査票の回収 厚生労働省 - 都道府県労働局 - (労働基準監督署) - (調査員・職員) - 報告者</p> <p>(2) 調査方法 (■) 調査員調査 ■ 郵送調査 □ オンライン調査 ■ その他 (職員)) ア (略) イ 調査票の作成及び提出 (ア) 厚生労働大臣は、報告義務者に対して調査票を配布する。</p>	<p>行政事務の効率化のため、一括調査企業については、調査票の配布・回収 (オンライン調査を除く) を民間事業者を経由して行う。</p> <p>一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所については、オンラインで提出された調査票は厚生労働省が直接回収する。</p> <p>オンライン調査を導入する。</p> <p>オンライン調査の導入及び一括調査企業以外も光ディスクによる</p>

変更案

という。)から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所にあつては厚生労働省から、それぞれ報告義務者あて調査票を郵送することにより行う。

調査票の回収は、次の①から③の提出方法のうち報告義務者が選択した方法により行う。この場合、調査票の提出先及び審査を行う機関は、それぞれ下表の区分のとおりとする。

- ①記入済み調査票を郵送する方式
- ②インターネットを利用したオンライン報告方式(政府統計共同利用システムを利用する。)
- ③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式(光ディスクについては、調査事業所の名称(一括調査企業にあつては一括調査企業の名称)等必要な事項を記載した書面を貼り付けることとする。)

区分	提出方法	提出先	審査を行う機関
一括調査企業 ^{※1}	①記入済み調査票を郵送する方式	民間事業者	民間事業者
	②インターネットを利用したオンライン報告方式	厚生労働大臣	民間事業者

変更前

(イ)報告義務者は、調査票に記入し、次の区分に従い、報告を行う。

- ①一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所の事業主
都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対し、事業所票3部及び個人票2部提出する。

- ②一括調査企業の報告義務者
厚生労働大臣に対し、一括して、当該一括調査企業に属する全ての調査事業所に係る事業所票3部及び個人票2部又は調査票の様式により記録した光ディスクを提出する。当該光ディスクについては、「賃金構造基本統計調査である旨」、「提出を行う一括調査企業の名称」及び「当該一括調査企業に属する調査事業所の数」その他の必要な事項を記載した書面を貼り付け、「賃金構造基本統計調査である旨」及び「当該一括調査企業に属する調査事業所の名称の一覧」その他の必要な事項を記載した書面を添付することとする。

なお、調査票の提出は、原則として郵送により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を取集するものとする。

変更理由

る提出を可能とすること等に伴い、記載の整理を行う。

調査票にプレプリントを導入し複写式調査票を廃止することに伴い、提出部数は1部とする。

行政事務の効率化のため、一括調査企業に係る調査票の内容審査を民間事業者に委託して行う。

変更案		変更前		変更理由
③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	民間事業者	民間事業者	民間事業者	<p>(ウ) ① 労働基準監督署長は、(イ) ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、都道府県労働局長が定める期限までに都道府県労働局長に提出する。</p> <p>② 都道府県労働局長は、(イ) ①及び(ウ) ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。</p> <p>③ 厚生労働大臣は、(イ) ②により提出された調査票又は光ディスクの内容を審査するとともに、当該調査票及び(ウ) ②により提出された調査票を審査集計する。この場合において、厚生労働大臣は、当該事務の一部を都道府県労働局長に行わせることができる。</p>
一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	厚生労働大臣 (民間事業者に委託して行うことができる。)	
③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	厚生労働大臣 (民間事業者に委託して行うことができる。)	

※1 一括調査企業の報告義務者は、傘下の調査事業所に係る全ての調査票に記入する。

※2 労働基準監督署長あてに提出された調査票については、労働基準監督署長が審査・取りまとめ後都道府県労働局長に提出することとし、都道府県労働局長はこれを審査する。

ただし、調査票又は光ディスクの内容審査を厚生労働大臣が行わせることができる。

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<p>働大臣以外の機関が行う場合は、各機関は厚生労働大臣の定める期限内に内容審査が完了した調査票又は光ディスクを取りまとめ、厚生労働大臣に提出することとし、厚生労働大臣はこれを審査する。</p> <p>また、調査票の回収は、原則として上記方法により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を収集するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 毎年7月1日から7月31日まで実施する。</p> <p>報告義務者は、調査票又は光ディスクを調査実施年の7月31日までに提出する(提出先は6(2)イのり)。</p> <p>(削除)</p> <p>8 集計事項 別紙「賃金構造基本統計調査 集計事項」を参照</p>	<p>ウ (略)</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 毎年7月1日から7月31日まで実施する。</p> <p>ア 報告義務者は、調査票又は光ディスクを調査実施年の7月31日までに提出する(提出先は6(2)イ(イ)のとおり)。</p> <p>イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。</p> <p>8 集計事項 (1) 全国に関する事項</p>	<p>記載内容の整理を目的に、別紙を作成したことにより修正。(集</p>

変更案	変更前	変更理由												
<p>10 使用する統計基準 調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章において、日本標準産業分類を使用する。また、職種別表章においては、<u>日本標準職業分類に基づき設定した別表の3に掲げる職種区分を使用する。</u></p>	<p>(2) 都道府県に関する事項</p> <p>10 使用する統計基準 調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。</p>	<p>計事項の新旧は別添を参照。) 職種区分を日本標準職業分類と整合的な区分に変更することに伴い追記。</p>												
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="651 1379 1078 1975"> <thead> <tr> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記入済み調査票又は光ディスクの内容</td> <td>厚生労働省 金福社統計官</td> </tr> <tr> <td>調査票又は光ディスクの内容を収録した電磁的記録</td> <td>厚生労働省 策統括官付参事官 (企画調整担当)</td> </tr> </tbody> </table>	保存期間	保存責任者	記入済み調査票又は光ディスクの内容	厚生労働省 金福社統計官	調査票又は光ディスクの内容を収録した電磁的記録	厚生労働省 策統括官付参事官 (企画調整担当)	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="651 645 1407 1240"> <thead> <tr> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された調査票又は光ディスクの内容</td> <td>厚生労働省 金福社統計官</td> </tr> <tr> <td>6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された調査票又は光ディスクの内容</td> <td>厚生労働省 策統括官付参事官 (企画調整担当)</td> </tr> </tbody> </table>	保存期間	保存責任者	6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された調査票又は光ディスクの内容	厚生労働省 金福社統計官	6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された調査票又は光ディスクの内容	厚生労働省 策統括官付参事官 (企画調整担当)	<p>記載の整理を行う。</p>
保存期間	保存責任者													
記入済み調査票又は光ディスクの内容	厚生労働省 金福社統計官													
調査票又は光ディスクの内容を収録した電磁的記録	厚生労働省 策統括官付参事官 (企画調整担当)													
保存期間	保存責任者													
6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された調査票又は光ディスクの内容	厚生労働省 金福社統計官													
6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された調査票又は光ディスクの内容	厚生労働省 策統括官付参事官 (企画調整担当)													

変更案

変更前

変更理由

<p>別表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 調査する職種</p> <p>管理的職業従事者 研究者 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く) 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木技術者 測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 その他の情報処理・通信技術者</p>	<p>収録した電磁的記録</p> <p>6の(2)のイの(ウ)の②により保管する調査票</p>	<p>調査実施年の6月30日から1年間</p> <p>都道府県労働局長</p>	<p>調査票にプレプリントを導入し複写式調査票を廃止することに伴い、都道府県労働局において調査票を保管しないこととするため保管に係る規定を削除。</p>
--	---	---	--

<p>別表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 調査する職種</p> <p>自然科学系 研究者 化学分析員 技術士 一級建築士 測量技術者 システム・エンジニア プログラマー 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 看護師 看護補助者 診療放射線・診療工 クック 線技</p>	<p>販売店員 (百貨店店員を除く。)</p> <p>スーパーパーカー チェッカー 自動車外交 販売員 家庭用品 交際 保険 美容師 洗たく工 調理士 調理士見習 給仕 従業員 接客員 警備員 守衛</p>	<p>溶接工 機械組立工 機械検査工 機械修理工 重電機器組立工 通信機器組立工 半導体チップ製造工 プリント配線工 軽電機器検査工 自動車組立工 自動車整備工 パン・洋生菓子製造工</p>
---	---	---

調査する職種について、日本標準職業分類と整合的に全労働者を網羅する区分に変更する。

変更案

他に分類されない技術者

医師

歯科医師

獣医師

薬剤師

保健師

助産師

看護師

准看護師

診療放射線技師

臨床検査技師

理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 言語聴覚士, 視能訓練士

歯科衛生士

歯科技工士

栄養士

その他の保健医療従事者

保育士

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

その他の社会福祉専門職業従事者

法務従事者

公認会計士, 税理士

その他の経営・金融・保険専門職業従事者

幼稚園教員, 保育教諭

小・中学校教員

変更理由

変更前

師
臨床検査技師
理
師
理学療法士
作業療法士
法
歯科衛生士
歯科工士
栄養士 (保
母・保父)
介護支援専
門員 (ケア
マネージャ
ー)
ホームヘル
パー
福祉施設介
護員
弁護士
公認会計士
税理士
社会保険労
務士
不動産鑑定
士
幼稚園教諭
高等学校教
員
大学教授
大学准教授
大学講師
各種学校・
専修学校教
員
個人教師、

電車運転士
電車掌
旅客掛
自動車乗用
自動車運転
者
家用貨物
自動車運転
者
タクシー運
転者
営業用バス
運転者
大型
貨物自動車
運転者
普通
営業用貨
物自動車運
転者
航空機操縦
士
航空機客室
乗務員
製鋼工
非鉄鋼工
錬鉄工
鋳物工
型鍛造工
鉄鋼熱処理
工
圧延伸張工
金属検査工
一般化学工
繊維糸工
ガラス製
品

精紡工
織布工
洋裁工
ミシン縫製
工
製材工
木型工
家具工
家具製造工
製紙工
紙器工
プロセス製
版工
オフセット
印刷工
合成樹脂製
品成形工
金属・建築
塗装工
機械製図工
ボイラー工
クレーン運
転工
建設機械運
転工
玉掛け作業
員
発電・変電
工
電気工
掘削・発破
工
型枠大工
とび工
鉄筋工
大工

変更案

高等学校教員
大学教授 (高専含む)
大学准教授 (高専含む)
大学講師・助教 (高専含む)
その他の教員
宗教学
著述家, 記者, 編集者
美術家, 写真家, 映像撮影者
デザイナー
音楽家, 舞台芸術家
個人教師
他に分類されない専門的職業従事者
一般事務従事者
電話応接事務員
会計事務従事者
生産関連事務従事者
営業・販売事務従事者
外勤事務従事者
運輸・郵便事務従事者
事務用機器操作員
販売店員
その他の商品販売従事者
販売類似職業従事者
自動車営業職業従事者

変更前

塾・予備校 講師	工磁器工	左官
記者	工陶器工	配管工
デザイナー	工旋盤工	はつり工
ワープロ・ オペレータ	工フライス盤	土工
キーパンチ	工金属プレス	港湾荷役作 業員
キーパー	工鉄工	ビル清掃員
電子計算機 オペレータ	工板金工	用務員
百貨店店員	工電気めつき	
	工バフ研磨工	
	工仕上工	

変更理由

変更案	変更前	変更理由
<p>機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）</p> <p>金融営業職業従事者</p> <p>保険営業職業従事者</p> <p>その他の営業職業従事者</p> <p>介護職員（医療・福祉施設等）</p> <p>訪問介護従事者</p> <p>看護助手</p> <p>その他の保健医療サービス職業従事者</p> <p>理容・美容師</p> <p>美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）</p> <p>クリーニング職、洗張職</p> <p>飲食物調理従事者</p> <p>飲食物給仕従事者</p> <p>航空機客室乗務員</p> <p>身の回り世話従事者</p> <p>娯楽場等接客員</p> <p>居住施設・ビル等管理人</p> <p>その他のサービス職業従事者</p> <p>警備員</p> <p>その他の保安職業従事者</p> <p>農林漁業従事者</p> <p>製銃・製鋼・非鉄金属製錬従事者</p> <p>鋳物製造・鍛造従事者</p> <p>金属工作機械作業従事者</p>		

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<p> <u>金属プレス従事者</u> <u>鉄工、製缶従事者</u> <u>板金従事者</u> <u>金属彫刻・表面処理従事者</u> <u>金属溶接・溶断従事者</u> <u>その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）</u> <u>化学製品製造従事者</u> <u>窯業・土石製品製造従事者</u> <u>食料品・飲料・たばこ製造従事者</u> <u>紡織・衣服・繊維製品製造従事者</u> <u>木・紙製品製造従事者</u> <u>印刷・製本従事者</u> <u>ゴム・プラスチック製品製造従事者</u> <u>その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）</u> <u>はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者</u> <u>電気機械器具組立従事者</u> <u>自動車組立従事者</u> <u>その他の機械組立従事者</u> <u>はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者</u> <u>自動車整備・修理従事者</u> <u>その他の機械整備・修理従事者</u> <u>製品検査従事者（金属製品）</u> <u>製品検査従事者（金属製品を除く）</u> <u>機械検査従事者</u> </p>		

変更案	変更前	変更理由
<p> <u>画工、塗装・看板制作従事者</u> <u>製図その他生産関連・生産類似作業従事者</u> <u>鉄道運転従事者</u> <u>バス運転者</u> <u>タクシー運転者</u> <u>乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）</u> <u>営業用大型貨物自動車運転者</u> <u>営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）</u> <u>家用貨物自動車運転者</u> <u>その他の自動車運転従事者</u> <u>航空機操縦士</u> <u>車掌</u> <u>他に分類されない輸送従事者</u> <u>発電員、変電員</u> <u>クレーン・ウインチ運転従事者</u> <u>建設・さく井機械運転従事者</u> <u>その他の定置・建設機械運転従事者</u> <u>建設躯体工事従事者</u> <u>大工</u> <u>配管従事者</u> <u>その他の建設従事者</u> <u>電気工事従事者</u> <u>土木従事者、鉄道線路工事従事者</u> <u>ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者</u> </p>		

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<p>船内・沿岸荷役従事者 <u>その他の運搬従事者</u> <u>ビル・建物清掃員</u> <u>清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者</u> <u>包装従事者</u> <u>他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者</u></p>		

賃金構造基本統計調査 集計事項 新旧対照表

変更案	変更前	変更理由
<p>○全国に関する事項</p>	<p>(1) 全国に関する事項 ①常用労働者に関する事項 ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項</p>	<p>集計事項の明確化等のため、記載の整理を行う。（e-Statに掲載する統計表に合わせて集計事項を記載する。）</p>
<p>①常用労働者のうち一般労働者に関する事項 ア 企業規模10人以上の事業所に係る集計</p>	<p>(7) (年齢階級別所定内給与額等) 産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間超過実労働時間数、平均月間給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>労働者の種類を調査事項から削除するため。</p>
<p>第1表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間超過実労働時間数、平均月間給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等) 産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>労働者の種類を調査事項から削除するため。</p>
<p>第19表 産業、企業規模、性、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布) 産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値</p>	<p>労働者の種類を調査事項から削除するため。</p>
<p>第2表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>(力) (役職、年齢階級別所定内給与額等) 産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	
<p>第3表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間超過実労働時間数、平均月間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等) 産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	
<p>第4表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級、平均勤続年数、平均月間超過実労働時間数、平均月間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>(ク) (役職別所定内給与額分布) 産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値</p>	<p>現在特別集計により学歴別を公表しているため、集計事項に追加する。</p>
<p>第5表 企業規模、性、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>		
<p>第6表 産業、企業規模、性、学歴、役職別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値</p>		

変更案		変更前		変更理由	
第7表	企業規模、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等) 企業規模、職種、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	集計対象労働者数を考慮し、クロス集計の次元を減らした集計表を追加する。		
第8表	企業規模、職種、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数)	集計対象労働者数を考慮し、クロス集計の次元を減らした集計表を追加する。		
第9表	企業規模、職種、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(サ) (職種別所定内給与額分布) 職種、性別、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値	現在特別集計により企業規模別を公表しているため、集計事項に追加する。		
第10表	企業規模、職種、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(新規)	集計対象労働者数を考慮し、クロス集計の次元を減らした集計表を追加する。		
第11表	企業規模、職種、性別、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(工) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等) 産業、企業規模、性別、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数(常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。)	現在特別集計により企業規模別を公表しているため、集計事項に追加する。		
第12表	企業規模、職種、性別、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(新規)	職種区分を日本標準職業分類と整合的な区分とすることに伴い、産業と職種(大分類)のクロス集計を行う。		
第13表	企業規模、職種別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値	(新規)	労働者の種類を調査事項から削除するため。		
第14表	企業規模、職種、性別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値	(新規)	現在特別集計により年齢階級別集計を公表しているため、集計事項に追加する。		
第15表	産業、企業規模、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布) 産業、企業規模、性別、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値	現在特別集計により年齢階級別集計を公表しているため、集計事項に追加する。		
第16表	産業、企業規模、性別、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数(標準労働者)		労働者の種類を調査事項から削除するため。		
第17表	産業、企業規模、性別、学歴、年齢階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数(標準労働者)		現在特別集計により年齢階級別集計を公表しているため、集計事項に追加する。		
第18表	産業、企業規模、性別、学歴、特定年齢別所定内給与額階級別標準労働者数及び分布特性値(標準労働者)		労働者の種類を調査事項から削除するため。また、記載の明確化。		

変更案	変更前	変更理由
第 22 表 在留資格区分、産業別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(シ) (在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数)	クロス集計を行う区分を明確にするため、分割して記載する。
第 23 表 在留資格区分、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)	クロス集計を行う区分を明確にするため、分割して記載する。
第 24 表 在留資格区分、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(セ) (在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値)	新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。
第 25 表 在留資格区分、産業、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(ソ) (初任給額等)	新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。
第 26 表 在留資格区分、企業規模、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(タ) (初任給額の分布)	新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。
第 27 表 在留資格区分、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(ト) (初任給額及び新規学卒労働者数)	新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。
第 28 表 在留資格区分別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値 (削除)	(チ) (初任給額及び分布特性値)	新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。

変更案	変更前	変更理由
イ 企業規模5～9人の事業所に係る集計		企業規模5～9人に係る集計については、企業規模が1区分（5～9人）のみとなるため、企業規模別を削除する。以下の企業規模5～9人に係る集計表において同様。
第1表 産業、性、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(ア) (年齢階級別所定内給与額等) (再掲) 産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、年齢、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	労働者の種類を調査事項から削除するため。
第5表 産業、性、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等) (再掲) 産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、年齢、年齢階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	労働者の種類を調査事項から削除するため。企業規模5～9人の区分では雇用形態別集計は統計精度を確保できないため。
第2表 産業、性、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布) (再掲) 産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、年齢、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値	労働者の種類を調査事項から削除するため。企業規模5～9人の区分では雇用形態別集計は統計精度を確保できないため。
第3表 産業、性、学歴、年齢階級別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値	(エ) (職種、年齢階級別所定内給与額等) (再掲) 企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	企業規模5～9人の区分では年齢階級別集計は統計精度を確保できないため。(年齢階級のみ集計する。)
第4表 職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布) (再掲) 産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値	企業規模5～9人の区分では標準労働者の集計は統計精度を確保できないため。
(削除)	(シ) (在留資格区分別所定内給与額等) (再掲) 在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	企業規模5～9人の区分では、産業、雇用形態計のみを算する。
第6表 在留資格区分別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	(ソ) (初任給額等) (削除) 産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数	新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。
(削除)	(タ) (初任給額の分布) (削除) 産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値	新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。

変更案	変更前	変更理由
<p>②常用労働者のうち短時間労働者に関する事項</p> <p>ア 企業規模10人以上の事業所に係る集計</p>	<p>イ 短時間労働者に関する事項</p>	
<p>第1表 産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p> <p>第6表 産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>(ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等) 産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	
<p>第2表 産業、企業規模、性、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等) 産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	
<p>第7表 産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>		
<p>第3表 産業、企業規模、性別1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値</p>	<p>(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布) 産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値</p>	
<p>第8表 産業、企業規模、性、雇用形態別1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値</p>		
<p>第4表 企業規模、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>(エ) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等) 職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>現在特別集計により企業規模別集計を公表しているため、集計事項に追加する。</p>
<p>第5表 企業規模、職種、性、経験年数階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>(新規)</p>	<p>短時間労働者についても経験年数別の集計を行う。</p>
<p>第9表 在留資格区分、産業別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>(オ) (短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり所定内給与額等) 在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>クロス集計を行う区分を明確にするため、分割して記載する。</p>
<p>第10表 在留資格区分、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>		
<p>イ 企業規模5～9人の事業所に係る集計</p>	<p>(ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等) (再掲)</p>	
<p>第1表 産業、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	
<p>第5表 産業、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>		

変更案		変更前		変更理由
第2表	産業、性、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数	(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等) (再掲)		
第6表	産業、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数	(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数)		
第3表	産業、性別1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性	(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布) (再掲)		
第7表	産業、性、雇用形態別1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性	(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布) (再掲)		
第4表	職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数	(ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等) (再掲)		現在特別集計により公表しているため、集計事項に追加する。
③臨時労働者に関する事項				
ア 企業規模10人以上の事業所に係る集計				
第1表	産業、企業規模、性別、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数	(ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等) (再掲)		現在特別集計により1日当たり超過実労働時間数を公表しているため、集計事項に追加する。
第2表	産業、企業規模、性別1時間当たり所定内給与額階級別臨時労働者数及び分布特性	(イ) (臨時労働者の1時間当たり所定内給与額分布) (再掲)		
第3表	企業規模、職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1日当たり超過実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数	(ウ) (臨時労働者の職種別1時間当たり所定内実労働日数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数)		現在特別集計により企業規模別集計等を公表しているため、集計事項に追加する。
イ 企業規模5～9人の事業所に係る集計				
第1表	産業、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1日当たり超過実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数	(ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等) (再掲)		現在特別集計により1日当たり超過実労働時間数を公表しているため、集計事項に追加する。
第2表	産業、性別1時間当たり所定内給与額階級別臨時労働者数及び分布特性	(イ) (臨時労働者の1時間当たり所定内給与額分布) (再掲)		
第3表	職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1日当たり超過実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数	(イ) (臨時労働者の職種別1時間当たり所定内実労働日数、平均1時間当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内実労働時間数)		現在特別集計により公表しているため、集計事項に追加する。

変更案	変更前	変更理由
<p>○都道府県に関する事項</p> <p>①常用労働者のうち一般労働者に関する事項 了 企業規模10人以上の事業所に係る集計</p> <p>第1表 地域、産業、企業規模、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p> <p>第2表 地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p> <p>—(削除)—</p>	<p>(2) 都道府県に関する事項 ○常用労働者に関する事項 了 一般労働者に関する事項</p> <p>(ア) (年齢階級別所定内給与額等) 地域、産業、企業規模、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p> <p>(イ) (職種別所定内給与額等) 地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p> <p>(ウ) (初任給額等) 地域、産業、性別、学歴別初任給額</p>	<p>新規学卒者の初任給額及び採用人員を調査事項から削除するため。</p> <p>産業と年齢階級のクロス集計は統計精度を確保できないため公表しないこととし、産業別表と年齢階級別表に分割して記載する。</p>
<p>イ 企業規模5～9人の事業所に係る集計</p> <p>第1表 地域、産業、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p> <p>第2表 地域、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	<p>(ア) (年齢階級別所定内給与額等) (再掲) 地域、産業、企業規模、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</p>	
<p>②常用労働者のうち短時間労働者に関する事項 了 企業規模10人以上の事業所に係る集計</p> <p>第1表 地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p> <p>第2表 地域、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	<p>イ 短時間労働者に関する事項</p> <p>(ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等) 地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p> <p>(ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等) (再掲) 地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</p>	

調査計画（変更後）

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国（ただし、別表の1に掲げる地域を除く。）

(2) 属性的範囲

ア 事業所

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 労働者

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

ア 事業所

約8万事業所（母集団約150万事業所）

イ 労働者

約170万人（母集団約4300万人）

（注）母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

ア 事業所

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 労働者

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

(3) 報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所に係る事項

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数

イ 労働者に係る事項

- ① 性
- ② 雇用形態
- ③ 就業形態（常用労働者に限る。）
- ④ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- ⑤ 年齢
- ⑥ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑦ 役職（常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であつて、別表の 2 に掲げる役職のものに限る。）
- ⑧ 職種
- ⑨ 経験年数（常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑩ 実労働日数
- ⑪ 所定内実労働時間数
- ⑫ 超過実労働時間数
- ⑬ きまって支給する現金給与額
- ⑭ 超過労働給与額
- ⑮ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）
- ⑯ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄（特定技能の在留資格にあつては、2 の表の特定技能の項の下欄に掲げる第 1 号又は第 2 号の区分を含む。）及び別表第 2 の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 1 の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間数、⑫ 超過実労働時間数、⑬ きまって支給する現金給与額及び⑭ 超過労働給与額については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑮ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 — 報告者

イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 — 報告者

(2) 調査方法

(■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他(職員))

ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

(イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に對する必要な指導、調査票の取集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

イ 調査票の配布及び回収

調査票の配布は、一括調査企業にあつては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所にあつては厚生労働省から、それぞれ報告義務者あて調査票を郵送することにより行う。

調査票の回収は、次の①から③の提出方法のうち報告義務者が選択した方法により行う。この場合、調査票の提出先及び審査を行う機関は、それぞれ下表の区分のとおりとする。

①記入済み調査票を郵送する方式

②インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式（光ディスクについては、調査事業所の名称（一括調査企業にあつては一括調査企業の名称）等必要な事項を記載した書面を貼り付けることとする。）

区分	提出方法	提出先	審査を行う機関
一括調査企業※ ¹	①記入済み調査票を郵送する方式	民間事業者	民間事業者
	②インターネットを利用したオンライン報告方式	厚生労働大臣	民間事業者
	③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	民間事業者	民間事業者
一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所	①記入済み調査票を郵送する方式	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	都道府県労働局長※ ²
	②インターネットを利用したオンライン報告方式	厚生労働大臣	厚生労働大臣（民間事業者に委託して行うことができる。）
	③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	厚生労働大臣（民間事業者に委託して行うことができる。）

※1 一括調査企業の報告義務者は、傘下の調査事業所に係る全ての調査票に記入する。

※2 労働基準監督署長あてに提出された調査票については、労働基準監督署長が審査・取りまとめ後都道府県労働局長に提出することとし、都道府県労働局長はこれを審査する。

ただし、調査票又は光ディスクの内容審査を厚生労働大臣以外の機関が行う場合は、各機関は厚生労働大臣の定める期限までに内容審査が完了した調査票又は光ディスクを取りまとめ、厚生労働大臣に提出することとし、厚生労働大臣はこれを審査する。

また、調査票の回収は、原則として上記方法により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を取集するものとする。

ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

報告義務者は、調査票又は光ディスクを調査実施年の7月31日までに提出する（提出先は6（2）イのとおり。）。

8 集計事項

別紙「賃金構造基本統計調査 集計事項」を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の3月、詳細については調査実施翌年の6月までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。また、職種別表章においては、日本標準職業分類に基づき設定した別表の3に掲げる職種区分を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票又は光ディスクの内容	調査実施年の6月30日から2年間	厚生労働省賃金福祉統計官
調査票又は光ディスクの内容を収録した電磁的記録	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成31年3月1日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

2 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

3 調査する職種

管理的職業従事者 研究者 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く） 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木技術者 測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 その他の情報処理・通信技術者 他に分類されない技術者 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 保健師
--

助産師
看護師
准看護師
診療放射線技師
臨床検査技師
理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士
歯科衛生士
歯科技工士
栄養士
その他の保健医療従事者
保育士
介護支援専門員（ケアマネージャー）
その他の社会福祉専門職業従事者
法務従事者
公認会計士，税理士
その他の経営・金融・保険専門職業従事者
幼稚園教員，保育教諭
小・中学校教員
高等学校教員
大学教授（高専含む）
大学准教授（高専含む）
大学講師・助教（高専含む）
その他の教員
宗教家
著述家，記者，編集者
美術家，写真家，映像撮影者
デザイナー
音楽家，舞台芸術家
個人教師
他に分類されない専門的職業従事者
一般事務従事者
電話応接事務員
会計事務従事者
生産関連事務従事者
営業・販売事務従事者
外勤事務従事者
運輸・郵便事務従事者
事務用機器操作員
販売店員
その他の商品販売従事者
販売類似職業従事者
自動車営業職業従事者
機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）

金融営業職業従事者
保険営業職業従事者
その他の営業職業従事者
介護職員（医療・福祉施設等）
訪問介護従事者
看護助手
その他の保健医療サービス職業従事者
理容・美容師
美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）
クリーニング職，洗張職
飲食物調理従事者
飲食物給仕従事者
航空機客室乗務員
身の回り世話従事者
娯楽場等接客員
居住施設・ビル等管理人
その他のサービス職業従事者
警備員
その他の保安職業従事者
農林漁業従事者
製銃・製鋼・非鉄金属製錬従事者
鋳物製造・鍛造従事者
金属工作機械作業従事者
金属プレス従事者
鉄工，製缶従事者
板金従事者
金属彫刻・表面処理従事者
金属溶接・溶断従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
化学製品製造従事者
窯業・土石製品製造従事者
食料品・飲料・たばこ製造従事者
紡織・衣服・繊維製品製造従事者
木・紙製品製造従事者
印刷・製本従事者
ゴム・プラスチック製品製造従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
電気機械器具組立従事者
自動車組立従事者
その他の機械組立従事者
はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者
自動車整備・修理従事者

その他の機械整備・修理従事者
製品検査従事者（金属製品）
製品検査従事者（金属製品を除く）
機械検査従事者
画工，塗装・看板制作従事者
製図その他生産関連・生産類似作業従事者
鉄道運転従事者
バス運転者
タクシー運転者
乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）
営業用大型貨物自動車運転者
営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）
自家用貨物自動車運転者
その他の自動車運転従事者
航空機操縦士
車掌
他に分類されない輸送従事者
発電員，変電員
クレーン・ウインチ運転従事者
建設・さく井機械運転従事者
その他の定置・建設機械運転従事者
建設躯体工事従事者
大工
配管従事者
その他の建設従事者
電気工事従事者
土木従事者，鉄道線路工事従事者
ダム・トンネル掘削従事者，採掘従事者
船内・沿岸荷役従事者
その他の運搬従事者
ビル・建物清掃員
清掃員（ビル・建物を除く），廃棄物処理従事者
包装従事者
他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

別紙 賃金構造基本統計調査 集計事項

○全国に関する事項

①常用労働者のうち一般労働者に関する事項

ア 企業規模10人以上の事業所に係る集計

- 第1表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第2表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第3表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値
- 第4表 産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第5表 企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第6表 産業、企業規模、性、学歴、役職別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値
- 第7表 企業規模、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第8表 企業規模、職種、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第9表 企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第10表 企業規模、職種、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第11表 企業規模、職種、性、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第12表 企業規模、職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第13表 企業規模、職種別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値
- 第14表 企業規模、職種、性別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値
- 第15表 産業、企業規模、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第16表 産業、企業規模、性、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（標準労働者）
- 第17表 産業、企業規模、性、学歴、年齢階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（標準労働者）
- 第18表 産業、企業規模、性、学歴、特定年齢別所定内給与額階級別標準労働者数及び分布特性値（標準労働者）
- 第19表 産業、企業規模、性、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第20表 産業、企業規模、性、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第21表 産業、性、雇用形態、学歴、年齢階級別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値
- 第22表 在留資格区分、産業別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第23表 在留資格区分、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第24表 在留資格区分、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第25表 在留資格区分、産業、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第26表 在留資格区分、企業規模、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第27表 在留資格区分、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
- 第28表 在留資格区分別所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

○都道府県に関する事項

①常用労働者のうち一般労働者に関する事項

ア 企業規模10人以上の事業所に係る集計

第1表 地域、産業、企業規模、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

第2表 地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

イ 企業規模5～9人の事業所に係る集計

第1表 地域、産業、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

第2表 地域、性別、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

②常用労働者のうち短時間労働者に関する事項

ア 企業規模10人以上の事業所に係る集計

第1表 地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

イ 企業規模5～9人の事業所に係る集計

第1表 地域、産業、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

統計法に基づく調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に開示したりすることはありません。

表: 船道所属番号、事業所一連番号、産業分類番号

1. 事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地、法人番号

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしなくてください。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査 調査票

記入上の注意

- 1. 6月30日現在又は6月1日から6月30日までの期間の状況について記入してください。
2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。

政府統計

表: 労働者数、企業全体の常用労働者数、事業所の労働者数

表: 就業形態別の労働者数 (正社員、正社員以外、パート労働者、アルバイト)

※この欄は最後に記入してください

表: 賃金構造基本統計調査の主要データ (1) 連番、(2) 性別、(3) 雇用形態、(4) 就業形態、(5) 最終学歴、(6) 年齢、(7) 勤続年数、(8) 役職、(9) 職種、(10) 経歴年数、(11) 就業日数、(12) 所定労働時間、(13) 過労時間、(14) 支給される給与、(15) 給与額、(16) 年当り給与、(17) 在留資格

賃金構造基本統計調査 調査票新旧対照表

(1. 事業所に係る事項)

(事業所票)

変更案	変更前	変更理由																																																																																																																																																			
<p>別記様式 調査票</p> <p>1. 事業所に係る事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業所の名称及び所在地</td> <td colspan="15"></td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(注) 個人事業主の場合は、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。</td> <td colspan="16"></td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">記入担当者氏名及び連絡先</td> <td colspan="15"></td> </tr> <tr> <td>連絡先電話番号 (内線 番)</td> <td colspan="15"></td> </tr> <tr> <td>主要な生産品の名称又は事業の内容</td> <td colspan="15"></td> </tr> </table> </div>	事業所の名称及び所在地																法人番号																	(注) 個人事業主の場合は、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。																	記入担当者氏名及び連絡先																連絡先電話番号 (内線 番)																主要な生産品の名称又は事業の内容																<p>様式第1号 事業所票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業所の名称及び所在地</td> <td colspan="15"></td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(注) 個人事業主の場合は、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。</td> <td colspan="16"></td> </tr> </table> </div>	事業所の名称及び所在地																法人番号																(注) 個人事業主の場合は、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。																	<p>様式第1号（事業所票）と様式第2号（個人票）を統合して1枚の調査票としたことによる修正。</p> <p>調査票の統合に伴い、項番号を削除及びレイアウトを変更。</p>
事業所の名称及び所在地																																																																																																																																																					
法人番号																																																																																																																																																					
(注) 個人事業主の場合は、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。																																																																																																																																																					
記入担当者氏名及び連絡先																																																																																																																																																					
連絡先電話番号 (内線 番)																																																																																																																																																					
主要な生産品の名称又は事業の内容																																																																																																																																																					
事業所の名称及び所在地																																																																																																																																																					
法人番号																																																																																																																																																					
(注) 個人事業主の場合は、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。																																																																																																																																																					

産業分類番号についてプレプリメントを行うこととしたため、報告者の記入ガイドとして記載していた「大」(分類)「中」(分類)「小」(分類)の項目名を削除。

調査票の統合に伴い、項番号を削除及びレイアウトを変更。記載すべき事項の明確化のため、「抽出労働者数」を「記入労働者数」に修正し説明書きを追加。報告者の記入負担の軽減のため、男女別の人数から男女計の人数に改める。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
		大 中 小

(3) 事業所の雇用形態別労働者数
① 事業所の常用労働者数

区分	常用労働者数	抽出率		抽出労働者数
		男	女	
常用労働者 常用労働者とは、 ・期間を定めずに雇われて いる労働者 又は ・1か月以上の期間を定めて 雇われている労働者 をいいます。	正社員・正職員 貴事業所において、 正社員・正職員と する者		1	
	正社員・正職員 以外 常用労働者のうち 「正社員・正職員」 以外の者			
常用労働者計				

(3) 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率		抽出労働者数
		男	女	
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 【日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者】			1	
臨時労働者計				

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号

区分	労働者数	抽出率	
		男	女
事業所の常用労働者数 常用労働者とは、 ・期間を定めずに 雇われている 労働者 又は ・1か月以上の 期間を定めて 雇われている 労働者 をいいます。	正社員・正職員 貴事業所において、 正社員・正職員 とする者		1
	正社員・正職員 以外 常用労働者のうち 「正社員・正 職員」以外の者		
事業所の臨時労働者数 常用労働者に該当しない労働者 【日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者】			1

記入労働者数 ※下の表部分 (2. 労働者に係 る事項)に記入し た人数(2枚目以 降を含みます)を 記入してください。	常用労働者 正社員・正職員 (男女計)	臨時労働者
	正社員・正職員 (男女計)	

※この欄は最後にご記入ください

削除

削除

企業全体の
常用労働者
数

削除

個人票 の枚数	枚
------------	---

※ 調査 担当者	※ 点検担当者
局	署

(4) 企業全体の常用労働者数

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員 (得意の事業所の承認した採用人員)

① 得意事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

※ 初任給額とは、原則として、採用として本
属3月までに学費返還に充当する額と
給、賞与、別当、入学金等又は
大学修業と関係する給与上格上等を
算入した者として算定する額であら
ざる限り、ただし、大学修業
給、修業奨励給、修業奨励給等(修
業)は除きます。

② 初任給額は、得意事業所に属する
初任給額が最も高くなる
採用人員について記入してください。
採用人員は、あくまで本属する得意
事業所から採用された者(期間
外雇用、派遣社員、嘱託社員、借
入社員、嘱託社員等)であり、併
用、兼職は含みません。)

③ 100円未満の金額は、四捨五入し
てください。

④ 採用人員のうち、本事業所で、所
属する得意事業所に属する採用
人員は、得意事業所の得意事業
所に属する。

区 分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高専・短大				
大学				
大学院				
博士課程修了				

⑤ ④の初任給額の確定状況

1	本事業所の初任給額として承認したものである。
2	ペーパー・アップが採用されていない等のため 確定していないものである。

備 考

様式第1号(事業所票)と様式第2号(個人票)を統合して1枚の調査票としたことにより、不要となる項目の削除。

調査票の統合に伴い、項番号を削除。

新規学卒者の初任給額及び採用人数については、個人票で年齢、勤続年数等から新規学卒者と考えられる者について集計することで代替が可能と考えられるため、調査項目から削除

記載を簡潔にするともに、調査票の統合に伴い不要となった注意事項を削除。

記入上の注意

- 6月30日現在又は6月1日から6月30日までの期間の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。

記入上の注意

- 6月30日現在 (給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間 (給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以降1か月間) の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は専又は専のボールペンで該当区分のあるものを1つだけ○で囲んでください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
- 卒印刷は記入しないでください。

(2. 労働者に係る事項)

(個人票)

変更案	変更前																																																																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">2. 労働者に係る事項</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">調査票</div> <p style="margin-left: 20px;">削除</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(3) 雇用形態</th> <th style="text-align: center;">(4) 業態</th> <th style="text-align: center;">(5) 最終学歴</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">常用労働者</th> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> 「5臨時労働者」については、(3)、(6)、(9)、(11)～(15)のみ記入してください。 </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> </td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">正社員・正職員</th> <th style="text-align: center;">正社員・正職員以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間の定め無</td> <td style="text-align: center;">期間の定め有</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">大学院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">大学院</td> <td style="text-align: center;">大学院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間の定め無</td> <td style="text-align: center;">期間の定め有</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">大学院</td> </tr> </tbody> </table>	(3) 雇用形態		(4) 業態	(5) 最終学歴	常用労働者		<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> 「5臨時労働者」については、(3)、(6)、(9)、(11)～(15)のみ記入してください。	<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small>	正社員・正職員	正社員・正職員以外	1	2	1	1	1	2	3	4	5	6	期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	大学院	1	2	1	2	3	4	5	6	大学院	大学院	期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	大学院	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">様式第2号</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">個人票</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(3) 雇用形態</th> <th style="text-align: center;">(4) 業態</th> <th style="text-align: center;">(5) 最終学歴</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">常用労働者</th> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> 「5臨時労働者」については、(1)～(3)、(6)、(10)、(12)～(16)のみ記入してください。 </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> </td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">正社員・正職員</th> <th style="text-align: center;">正社員・正職員以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間の定め無</td> <td style="text-align: center;">期間の定め有</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間の定め無</td> <td style="text-align: center;">期間の定め有</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>	(3) 雇用形態	(4) 業態	(5) 最終学歴	常用労働者	<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> 「5臨時労働者」については、(1)～(3)、(6)、(10)、(12)～(16)のみ記入してください。	<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small>	正社員・正職員	正社員・正職員以外	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	7
(3) 雇用形態		(4) 業態	(5) 最終学歴																																																																																																
常用労働者		<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> 「5臨時労働者」については、(3)、(6)、(9)、(11)～(15)のみ記入してください。	<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small>																																																																																																
正社員・正職員	正社員・正職員以外																																																																																																		
1	2	1	1	1	2	3	4	5	6																																																																																										
期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	大学院																																																																																										
1	2	1	2	3	4	5	6	大学院	大学院																																																																																										
期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	大学院																																																																																										
(3) 雇用形態	(4) 業態	(5) 最終学歴																																																																																																	
常用労働者	<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small> 「5臨時労働者」については、(1)～(3)、(6)、(10)、(12)～(16)のみ記入してください。	<small>(4)就業形態欄の「1-般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。</small>																																																																																																	
正社員・正職員			正社員・正職員以外																																																																																																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																																										
期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	7																																																																																										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																																										
期間の定め無	期間の定め有	一般	1	2	3	4	5	6	7																																																																																										
<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>様式第1号(事業所票)と様式第2号(個人票)を統合して1枚の調査票としたことによる修正及び削除。</p> <p>調査票の統合に伴うレイアウト変更のため、説明書きを一部変更。</p> <p>「労働者の種類」の削除に伴う項番号ずれ。</p> <p>「最終学歴」の区分を細分化したことに伴う修正。</p>																																																																																																			

変更案

削除

(8) 職号
役番
企業規模
10人以上の
事業所のみ
記入してく
ださい。

変更前

(8) 労働者の種類
C 鉱業、採石業、砂利採取業、
D 建設業、
E 製造業、
又はH481
港湾通送
業で事業
所規模10
人以上の
事業所の
み記入し
てください。

1	2
生産	管理技術

(9) 職号
役番
企業規模
100人以上
の事業所のみ
記入してく
ださい。

変更理由

全労働者について職種を調査することに伴い、労働者の種類を調査事項から削除。

「労働者の種類」の削除に伴う
項番号ずれ。

職種区分を全労働者を網羅する
体系に見直すことに伴い、役職
者についても職種を調査するよ
う変更することに関連し、職種
別集計の接続性を確保するた
め、役職の調査対象範囲を事業
所規模10人以上の事業所に拡大
することに伴う修正。

変更案

(9) 職 種 番 号	
1年未満の端数は切り捨ててください。	(10) 経 験 年 数 事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。他企業での経験も含みます。
	1 2 3 4 5 1 1 5 10 15 年 末 満 1 4 9 14 年 年 年 年 満 上
	1 2 3 4 5

変更前

(10) 職 種 番 号	
(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。	(11) 経 験 年 数 他企業での経験も含みます。
	1 2 3 4 5 1 1 5 10 15 年 末 満 1 4 9 14 年 年 年 年 満 上
	1 2 3 4 5 1 1 5 10 15 年 末 満 1 4 9 14 年 年 年 年 満 上

1年未満の端数は切り捨ててください。

変更理由

「労働者の種類」の削除に伴う項番号ずれ。
 他の統計調査との比較可能性の向上等に資するよう、職種区分について日本標準職業分類と整合的に全労働者を網羅する区分に変更することに伴い、説明書きを削除。
 経験年数について、集計事項との整合性の観点から、事業所規模5～9人の事業所については記入不要とするため。

変更案

(11) 実労働日数	(12) 所定労働時間数	(13) 超過労働時間数
	〔30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。〕	
〔1か月間の合計について記入してください。〕		

変更前

(12) 実労働日数	(13) 所定内労働時間数	(14) 超過労働時間数
	〔実労働時間から超過労働時間を差し引いたもの〕	〔早出、残業、休日労働等〕
〔30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。〕		

変更理由

「労働者の種類」の削除に伴う
項番号ずれ。
調査票の統合に伴うレイアウト
変更のため、説明書きを一部変
更。

変更案

(14) きまって支給する現金給与額

毎月前のように支給される給与（概込み）で、超過労働給与額を含みます。

1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。

千	百	十	円

(15) (14)の労働超過給与額

時間外手当、深夜手当、休日手当、超日課手当等

千	百	十	円

(16) 1年当り1年賞与特別給

昨の期特賞、期末手当等の年間の支給額で、毎月支給されるものは含みません。3か月を超えて算定されるものは含みます。

千	百	十	円

変更前

(15) きまって支給する現金給与額

(15A) 超過労働給与

(15B) 超過労働給与

(15C) 超過労働給与

(15D) 超過労働給与

(15E) 超過労働給与

(16) 1年当り1年賞与特別給

(17) 超過労働給与

(18) 超過労働給与

(19) 超過労働給与

(20) 超過労働給与

(21) 超過労働給与

(22) 超過労働給与

(23) 超過労働給与

(24) 超過労働給与

(25) 超過労働給与

(26) 超過労働給与

(27) 超過労働給与

(28) 超過労働給与

(29) 超過労働給与

(30) 超過労働給与

(31) 超過労働給与

(32) 超過労働給与

(33) 超過労働給与

(34) 超過労働給与

(35) 超過労働給与

(36) 超過労働給与

(37) 超過労働給与

(38) 超過労働給与

(39) 超過労働給与

(40) 超過労働給与

(41) 超過労働給与

(42) 超過労働給与

(43) 超過労働給与

(44) 超過労働給与

(45) 超過労働給与

(46) 超過労働給与

(47) 超過労働給与

(48) 超過労働給与

(49) 超過労働給与

(50) 超過労働給与

(51) 超過労働給与

(52) 超過労働給与

(53) 超過労働給与

(54) 超過労働給与

(55) 超過労働給与

(56) 超過労働給与

(57) 超過労働給与

(58) 超過労働給与

(59) 超過労働給与

(60) 超過労働給与

(61) 超過労働給与

(62) 超過労働給与

(63) 超過労働給与

(64) 超過労働給与

(65) 超過労働給与

(66) 超過労働給与

(67) 超過労働給与

(68) 超過労働給与

(69) 超過労働給与

(70) 超過労働給与

(71) 超過労働給与

(72) 超過労働給与

(73) 超過労働給与

(74) 超過労働給与

(75) 超過労働給与

(76) 超過労働給与

(77) 超過労働給与

(78) 超過労働給与

(79) 超過労働給与

(80) 超過労働給与

(81) 超過労働給与

(82) 超過労働給与

(83) 超過労働給与

(84) 超過労働給与

(85) 超過労働給与

(86) 超過労働給与

(87) 超過労働給与

(88) 超過労働給与

(89) 超過労働給与

(90) 超過労働給与

(91) 超過労働給与

(92) 超過労働給与

(93) 超過労働給与

(94) 超過労働給与

(95) 超過労働給与

(96) 超過労働給与

(97) 超過労働給与

(98) 超過労働給与

(99) 超過労働給与

(100) 超過労働給与

(101) 超過労働給与

(102) 超過労働給与

(103) 超過労働給与

(104) 超過労働給与

(105) 超過労働給与

(106) 超過労働給与

(107) 超過労働給与

(108) 超過労働給与

(109) 超過労働給与

(110) 超過労働給与

(111) 超過労働給与

(112) 超過労働給与

(113) 超過労働給与

(114) 超過労働給与

(115) 超過労働給与

(116) 超過労働給与

(117) 超過労働給与

(118) 超過労働給与

(119) 超過労働給与

(120) 超過労働給与

(121) 超過労働給与

(122) 超過労働給与

(123) 超過労働給与

(124) 超過労働給与

(125) 超過労働給与

(126) 超過労働給与

(127) 超過労働給与

(128) 超過労働給与

(129) 超過労働給与

(130) 超過労働給与

(131) 超過労働給与

(132) 超過労働給与

(133) 超過労働給与

(134) 超過労働給与

(135) 超過労働給与

(136) 超過労働給与

(137) 超過労働給与

(138) 超過労働給与

(139) 超過労働給与

(140) 超過労働給与

(141) 超過労働給与

(142) 超過労働給与

(143) 超過労働給与

(144) 超過労働給与

(145) 超過労働給与

(146) 超過労働給与

(147) 超過労働給与

(148) 超過労働給与

(149) 超過労働給与

(150) 超過労働給与

(151) 超過労働給与

(152) 超過労働給与

(153) 超過労働給与

(154) 超過労働給与

(155) 超過労働給与

(156) 超過労働給与

(157) 超過労働給与

(158) 超過労働給与

(159) 超過労働給与

(160) 超過労働給与

(161) 超過労働給与

(162) 超過労働給与

(163) 超過労働給与

(164) 超過労働給与

(165) 超過労働給与

(166) 超過労働給与

(167) 超過労働給与

(168) 超過労働給与

(169) 超過労働給与

(170) 超過労働給与

(171) 超過労働給与

(172) 超過労働給与

(173) 超過労働給与

(174) 超過労働給与

(175) 超過労働給与

(176) 超過労働給与

(177) 超過労働給与

(178) 超過労働給与

(179) 超過労働給与

(180) 超過労働給与

(181) 超過労働給与

(182) 超過労働給与

(183) 超過労働給与

(184) 超過労働給与

(185) 超過労働給与

(186) 超過労働給与

(187) 超過労働給与

(188) 超過労働給与

(189) 超過労働給与

(190) 超過労働給与

(191) 超過労働給与

(192) 超過労働給与

(193) 超過労働給与

(194) 超過労働給与

(195) 超過労働給与

(196) 超過労働給与

(197) 超過労働給与

(198) 超過労働給与

(199) 超過労働給与

(200) 超過労働給与

変更理由

通勤手当、精皆勤手当、家族手当（以下「3手当」という。）については、これまで最低賃金の審議資料に賃金構造基本統計調査の結果を活用するため、小規模事業所に限り調査を行ってきた。しかし、3手当は一部の事業所のみ調査しており、一般的利用には使い勝手が悪いものとなっていること、また、最低賃金の審議資料は他の調査で作成可能であることから、報告者負担軽減のため、今後は3手当にかかると調査事項を削除。「労働者の種類」等の削除に伴う項番号ずれ。調査票の統合に伴うレイアウト変更のため、説明書きを一部変更。

給与額について、100円未満の端数を四捨五入して記入することとしているが、電子媒体での提出を可能とすること及び報告者負担の軽減の観点から、円単位で記入することとする。

変更案	変更前	変更理由
<p>(17) 在留資格号 外国人労働者について記入してください。</p> <p>日本人及び特別永住者等は記入不要です。</p>	<p>(21) 在留資格号 外国人労働者について記入してください。</p> <p>日本人及び特別永住者等は記入不要です。</p>	<p>「労働者の種類」等の削除に伴う項番号ずれ。</p>
<p>備考 以下について記入してください。 ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合は、その理由</p>	<p>備考 以下の事項を記入してください。 ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合は、その理由</p>	<p>備考欄の説明書きを報告者に分かりやすいように修正。</p>

賃金構造基本統計調査の実施の必要性

1. 目的・必要性

賃金構造基本統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等の労働者の属性別にみた我が国の賃金の実態を、事業所の属する地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、昭和23年から毎年実施している。

労働者の賃金を構造的な視点から捉える本調査は、労働政策や労働に関する研究において重要な資料であり、企業の経営のみならず、社会全般においても大きな関心を持たれており、本調査の実施は不可欠である。

2. 他調査との重複

賃金に関する統計調査としては、本調査の他に、「民間給与実態統計調査」（国税庁実施（基幹統計調査））、「職種別民間給与実態調査」（人事院実施（一般統計調査））、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省実施（基幹統計調査））、「就労条件総合調査」（厚生労働省実施（一般統計調査））がある。

しかし、民間給与実態統計調査は、年間の租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている側面が強く、控除額等租税に係る調査項目は充実しているものの、賃金に関しては、年間の給与・手当総額、賞与等のみであり、労働者個人の属性分類についても性、年齢、勤続年数に限定されている。

職種別民間給与実態調査は、公務員給与の検討資料を得ることを目的としており、調査対象事業所について産業や事業所規模が限定されているほか、労働者の属性分類についても性、年齢、学歴に限定されている。

毎月勤労統計調査は、事業所に対する調査のみであり、賃金に関して事業所が支払った給与総額を調査項目としており、労働者の属性別に賃金を調査しているものではない。

就労条件総合調査は企業における賃金制度（賃金の決定要素、業績評価制度等）を把握するものであり、賃金の支給額を調査しているものではない。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の活用については、本調査を代替、あるいは本調査に活用できるものはない。

4. 事業所母集団データベース履歴登録について

調査結果名簿のDB履歴登録は調査年12月上旬を予定している。

賃金構造基本統計調査結果の利用状況

行政上の施策等への利用

- 最低賃金の算定関連
 - ・ 中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を定める際の資料として利用
- 労災保険給付額の算定関連
 - ・ 労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定資料として利用
- 地域手当の算定関連
 - ・ 人事院による地域手当の支給地域及び支給割合を決定する際の資料として利用
- 女性の役職者割合関連
 - ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料として利用

白書における分析での利用

- 労働経済の分析（労働経済白書）
 - ・ 雇用形態別の賃金等
- 厚生労働白書
 - ・ 役職別管理者に女性が占める割合等
- 経済財政白書
 - ・ 賃金カーブの変化等
- 男女共同参画白書
 - ・ 平均勤続年数及び年間平均所定内給与額等
- 子供・若者白書
 - ・ 雇用形態別平均賃金等

企業・個人の資料としての利用

- 企業の賃金決定の資料
- 初任給の水準把握資料
- 賃金関係の訴訟等に関する資料
- 職種・年齢別等の平均的な賃金の把握資料

その他の利用

- 学者・研究機関による利用